

固定資産税・相続税等の負担軽減を求める要望書

一昨年秋のアメリカの金融危機に端を発する世界経済の変動は、わが国経済にも大きな影を落としております。景気後退局面を受けて上昇傾向にあった都内の地価は、東京都全域で住宅地・商業地など全用途地域で下落に転じています。しかしながら、中央区における平成二十一年度以降の固定資産評価額は、前回の平成十八年度の評価額に比べて上昇し固定資産税が増額となりました。過重な税負担は区民生活や区内四万四千事業所の大半を占める中小零細事業所の事業継続に大きな影響をもたらします。これまで、固定資産税・都市計画税の負担水準を都条例により引き下げる一律減額制度など数々の軽減措置が取られてきたとはいえ、抜本的な改善に至らない状況であります。

相続税についても、小規模宅地に係る軽減措置や相続時精算課税制度の導入、数次にわたる最高税率の引下げ、昨年度からの非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度の導入など数々の措置が講じられてまいりましたが、相続に伴う課税割合が中央区は全国平均の約三倍となっており不公平感が高いものがあります。

重い税を負担しながらも住み働き、次の世代に資産や事業の継承を願う区民の声は切実なものがありません。また、日本経済の牽引役である都心の活性化とともに、深刻化する景気低迷に対する浮揚策としても、税負担の軽減や適正化が必要不可欠であります。

私たちは、固定資産税・相続税が、都心区の区民・事業者の負担実態に即して、納税者として納得できる水準となるよう、左記事項の実現を強く要望します。

記

- 一、固定資産評価の引下げや評価方法の改善など現行制度の抜本的な改革を図り、地価と税負担の関係を明確にすること及び制限措置として設けられている条例による一律減額制度を恒久的制度として位置づけること。
- 一、相続税について、現行の税率構造と基礎控除等を維持し、これ以上の負担増としないこと。
- 一、相続税について、居住・事業継続に最低限必要な小規模宅地等を非課税とする緩和措置をとること。

平成二十二年十二月十三日

中央区長 矢田 美 英

中央区議会議長 中嶋 ひろあき

総務大臣
財務大臣
あて